令和８年度 歳末たすけあい運動配分事業

地域歳末ふれあい交流事業
助成希望団体 募集

丹波篠山市共同募金委員会では、新たな年を迎える時期に「誰もが安心して暮らせる地域づくり」のため、住民の皆さんによる支えあいや、たすけあいを目的とした活動に、歳末たすけあい運動の募金を財源として、助成を行います。

地域福祉の向上と活性化をめざし活動される皆さんの、お申し込みをお待ちしています。

なお、配分を受けた事業の実施時に、募金箱の設置や 12 月の街頭募金にご協力いただける場合には、助成金の申込みの際に職員へお伝えください。

多くの活動に助成を行うため、皆さんの募金活動へのご協力をお願いします。

１　対象団体

市内の自治会、まちづくり協議会、ふれあい・いきいきサロン、ボランティアグループ、子育てサークルなどで、支援を必要とする方々が地域で安心して暮らすことを目的とする歳末たすけあい運動の趣旨に沿って、事業を行う組織化された団体を対象とします。

＊ＮＰＯ法人が行う介護保険制度や総合支援法に基づく事業については対象外です。

２　対象事業

（１）高齢者、障がい者、子育て世代などを対象としたふれあい・いきいきサロン活動（居場所づくり活動）や世代間交流事業（クリスマス会、歳末事業、正月行事）など、地域の支え合い活動に取り組む事業

＊交流事業は、子どもから高齢者までを対象としますが、特に、引きこもりがちな高齢者、障がい者、子育て中のお父さん・お母さんなど、何らかの支援や見守りの必要な方が、参加できるように企画してください。

（２）一人暮らし高齢者、高齢者世帯、障がい者等、要援護者世帯への声かけや見守りを行う友愛訪問活動

（３）地域で取り組む災害時の要援護者支援や、避難・消火・炊き出し・救命・避難所運営訓練等の地域防災訓練

（４）地域で行う福祉に関する学習会や住民座談会

３　ＰＲのお願い

助成を受ける事業に関しては、必ず**「歳末たすけあい運動」**の助成を受けていることを広報やチラシなどでＰＲし、地域住民の皆さんにお知らせください。

（例１）この事業（活動）は、令和８年度、歳末たすけあい運動の助成を受けて実施しています。

（例２）令和８年度、歳末たすけあい運動配分事業　〇〇自治会　ふれあいクリスマス会

４　実施期間

令和８年12月１日（火）～令和９年１月30日（土）

５　助成金額

過去に助成を受けた回数にかかわらず、1団体あたり20,000円を上限として助成します。

・１団体からの申請は、１事業とします。

・助成金額は、活動にかかる総経費の９０％未満です。

・活動にかかる総経費の１０％以上は、助成金以外の寄付金、会費、参加費など、自主財源を各団体で確保してください。

・応募の内容や件数、寄せられた募金額により助成金額を決定しますので、非該当や減額の場合もあります。ご了承ください。



６　配分対象に「なる経費」と「ならない経費」

配分対象になる経費	
諸　謝　金	講師、一時保育、手話通訳、要約筆記などの謝金 ＊相手方で領収書が発行されない場合は、自団体で用意いただき、署名をもらってください。
消耗品費	コピー用紙、文具、弁当容器、消毒用品等
食　材　費	軽食にかかる材料費、市販の食品代 ＊上記食材費への充当は、1人当たり500円以下としてください。 ＊酒類（アルコール飲料）は対象外とします。
事　業　費	イベントの参加賞やゲームなどの景品 ＊上記事業費への充当は、1人当たり500円以下としてください。
印刷製本費	チラシ、資料印刷、コピー代
通信運搬費	郵便代
水道光熱費	水道代、電気代、ガス代
賃　借　料	会場使用料、機器のレンタル代
損害保険料	ボランティア保険、行事保険
手　数　料	銀行振込手数料
そ　の　他	上記以外のもので、社協会長が特に必要と認めるもの

配分対象にならない経費
グループ、団体の会員が講師となる場合の謝金
グループ、団体が所有する備品の賃借料や会場使用料
事業（活動）に関する人件費
ボランティアやスタッフの打合せ会や反省会などのお弁当代、お茶代などの飲食代
金券や商品券など　（例:イベントなどの参加賞、景品として渡すなど）
恒久的に使用する備品費
備品・機材の修理代や活動拠点の修繕費
その他、領収書がない使途が不明な経費

事業経費の支出についてお願い

この配分事業は、地域住民の皆さん、市内の商店、事業所などの皆さんにご協力いただきました「歳末たすけあい運動募金」を財源としています。

＊事業経費の支出には、できる限り市内の商店、事業所などを利用し、事業を実施してください。

＊実績報告書（事業決算書）の記載間違いを避けるため、支出の際には食料品とその他のものを分けて（消費税率が異なるため）、レシートまたは領収書を発行していただくよう、ご協力ください。

７　申請方法

申請時には次の書類を必ず提出してください。

- 助成金申請書（様式第１号）
- 助成金請求書（様式第２号）
- 振込先の通帳のコピー（金融機関名、支店名、口座番号、名義がわかる表紙裏面の見開き）
- グループ、団体などの会則のコピー、または活動を行っていることがわかる書類（自治会、まちづくり協議会の場合は不要）

★申請書類は、社協ホームページからダウンロードできます。

★申請書類は、社会福祉協議会の窓口に提出してください。
郵送では受け付けていません。

８　受付期間

令和８年9月２４日（木）～令和８年１０月30日（金）

９　助成決定

提出書類を確認のうえ、丹波篠山市募金推進委員会で助成団体を決定し、１１月下旬に代表者へ通知します。

10 助成金振込

令和８年 12 月 25 日（金）に、指定口座に助成金を振り込みます。

11 実績報告

事業終了後に次の書類を必ず提出してください。

- 実績報告書（様式第４号）　＊決定通知と一緒に送付します
- 領収書のコピー　＊食料品とその他分けたもの（消費税率が異なるため）
- 活動の様子がわかる写真
- 「歳末たすけあい運動」の助成を受けて実施していることをＰＲしている広報やPR紙

＊実績報告書の提出期限 は、令和９年２月５日（金）です

＊助成金が余った場合には、返金していただきます

１２　お申し込み・問い合わせ先

丹波篠山市共同募金委員会
〒669-2205　丹波篠山市網掛 301 番地
TEL 590-1112 ／ FAX 590-1123
（担当）高家　崇